

第10期八女市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

I 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

1. 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

成年後見制度の利用促進に関する市町村計画

成年後見制度の利用促進に関する市町村計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき策定する計画です。

成年後見制度利用促進法 第14条第1項

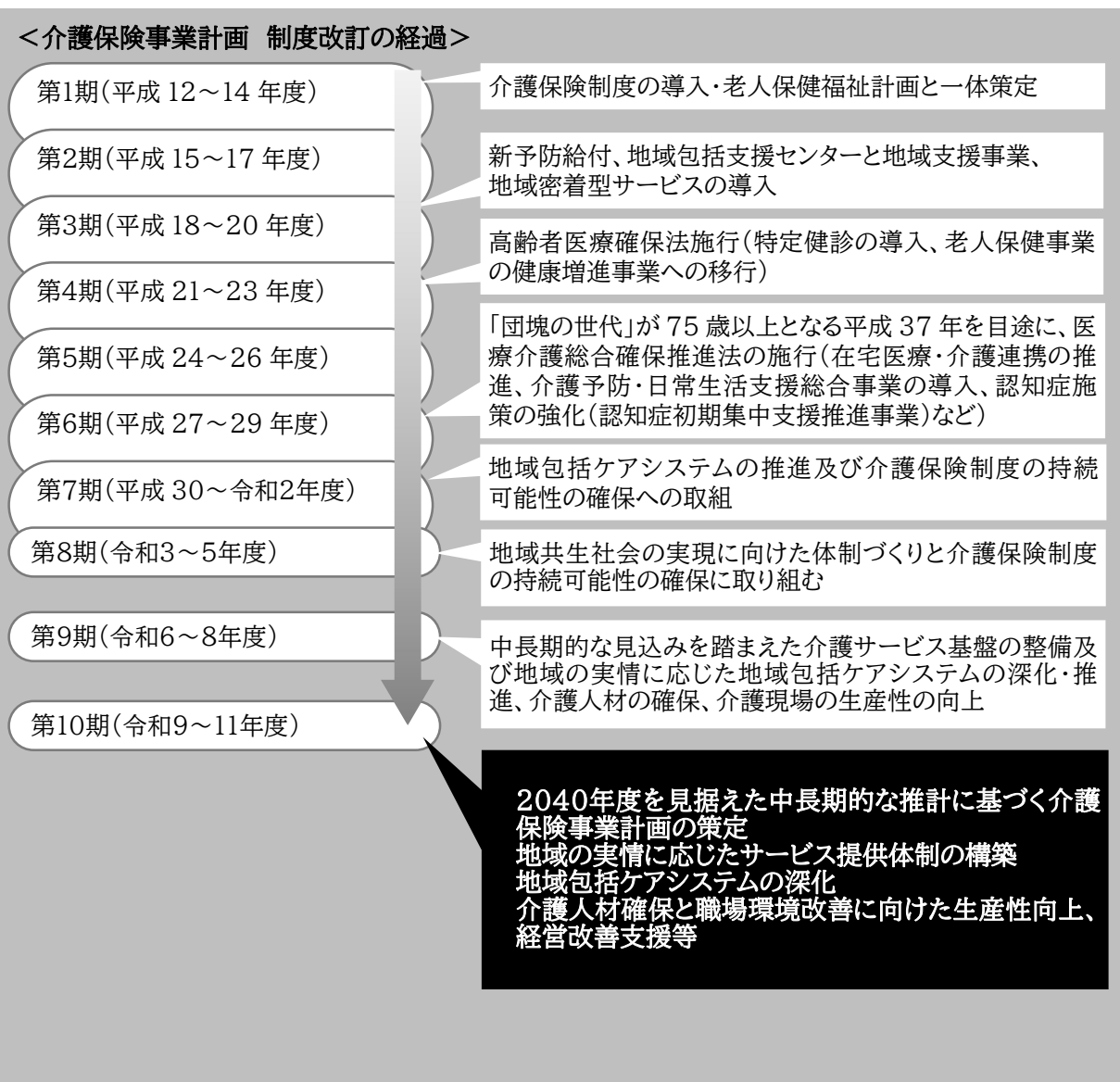
市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

○基本指針では、以下の事項について定めることとされています。

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

○第10期(令和9年度～11年度)においては、2040年度を含む中期的な推計とそれを見据えたサービス提供体制の確保に向けた取組の整理等が求められています。



Ⅱ 介護保険事業計画の策定サイクル

- 国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期の介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。
- 令和7年度中に、各自治体(保険者)においては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の各種実態調査を実施し、住民意向の把握や、サービス提供体制の検討を行い、令和8年度には、第10期の計画策定を進めることになります。

表：国の基本指針見直しのスケジュール(令和8年3月9日時点)

年	令和7年	令和8年												令和9年			
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会)		介護保険部会(基本指針見直し方針の議論)	課長会議(第10期計画に関する基本的考え方を提示)	推計ツール暫定版、地域分析ツール①の提供	地域分析ツール②の提供	介護保険部会(基本指針見直し案の議論)	課長会議(基本指針案の提示)	推計ツール確定版の提供			都道府県との調整	報酬改定率等の係数を設定 基本指針の告示		介護報酬改定		第10期介護保険事業計画スタート

Ⅲ 第10期介護保険事業(支援)計画の策定に向けて

令和8年3月9日に厚生労働省で開催された第134回社会保障審議会介護保険部会において、第10期介護保険事業計画の基本指針見直しの議論が行われました。国の基本指針の基本的な考えや見直しのポイントは以下のとおりです。

◆第10期介護保険事業計画の基本指針のポイント

【2040年を見据えた介護保険事業(支援)計画の在り方】

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業(支援)計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

【基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2. 地域包括ケアシステムの深化

- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。